明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○使用済燃料の再処理の事業に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委一〇）　一
〔告　示〕
○使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三第二項第二十六号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示（原子力規制委八）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、西日本高速道路株式会社工事一部完了、税理士証票無効・登録抹消、企業年金基金設立関係　四六
会社その他
会社決算公告　四八

規　則

○原子力規制委員会規則第十号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二第二項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十七条、第四十八条第二項及び第五十条の三第一項の規定に基づき、並びに同法及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）を実施するため、使用済燃料の再処理の事業に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年九月二十一日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

使用済燃料の再処理の事業に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）　別表第一

二　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）　別表第二

三　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）　別表第三

四　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）　別表第四

第二条　前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の二十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」という。）については、これらの規定による核物質防護規定の変更の認可を、この規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理規則」という。）第十九条第一項第五号及び同項第十三号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第九十六条第一項第五号及び同項第十四号又は研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研開炉規則」という。）第九十